



徳島東部都市計画道路3・4・32号
徳島東部都市計画道路3・4・30号

住吉万代園瀬橋線（南昭和第二工区） 事業説明会

令和6年5月30日

徳島市 都市建設部 道路建設課

事業計画に関するご説明

- 市内の道路整備の状況について
- 事業計画について

市内の道路整備の状況について

徳島外環状線及び徳島内環状線の整備効果等

【現状・課題】

徳島市の「中心市街地」及び「その周辺」では、交通が集中し、慢性的な渋滞が発生しており、「日常生活や社会活動」などに、深刻な影響を及ぼしている。

【整備効果】

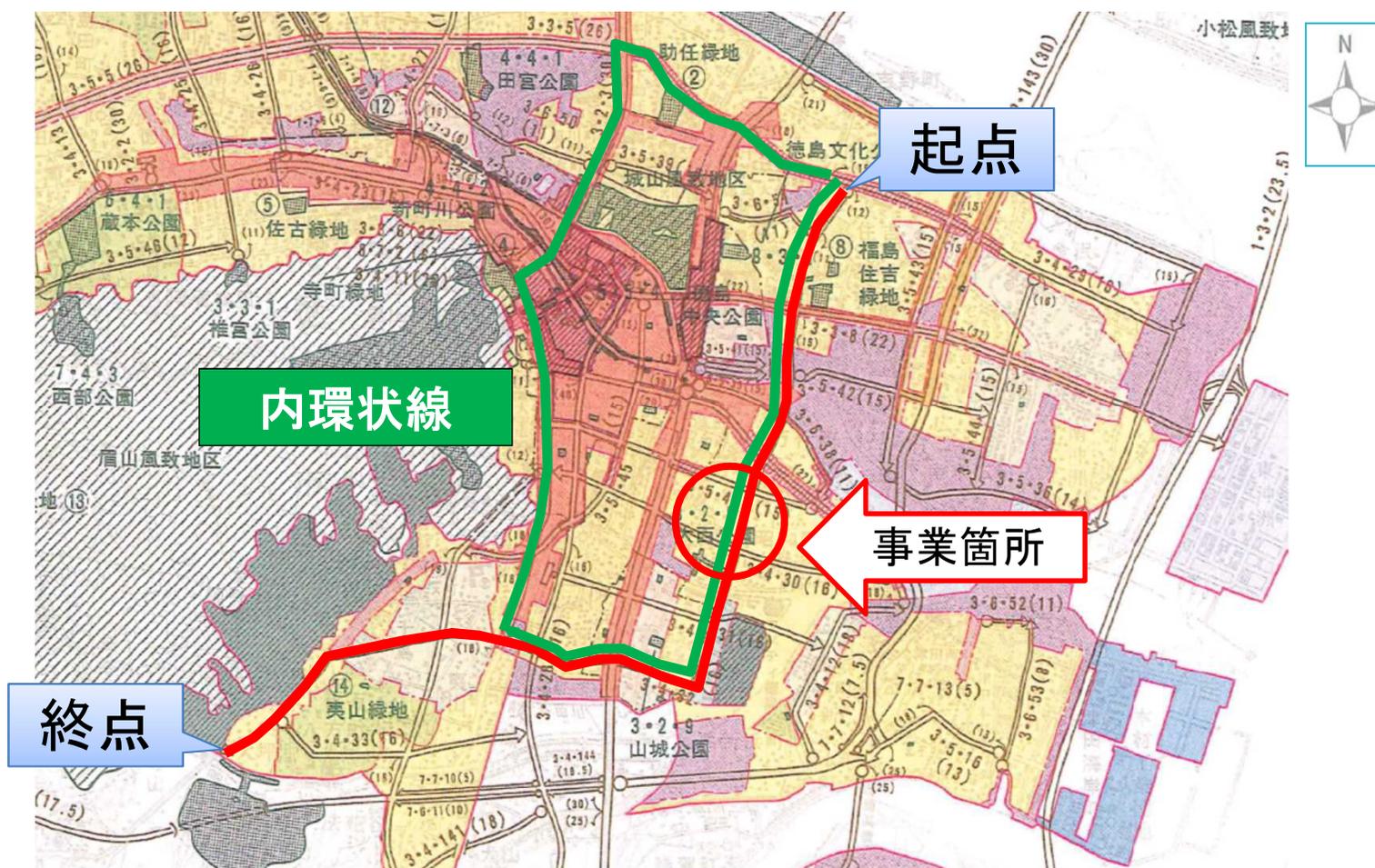
- ・ 慢性的な交通渋滞の緩和
- ・ 経済社会活動の円滑化
- ・ 物流機能の強化
- ・ 地域の連携強化によるにぎわい創出
- ・ 防災、減災への寄与等



市内の道路整備の状況について

徳島東部都市計画道路 3・4・32号 住吉万代園瀬橋線（県決定）

起点：徳島市住吉2丁目 ～ 終点：徳島市八万町大坪
現計画（計画延長：約7,040m 計画幅員16m）



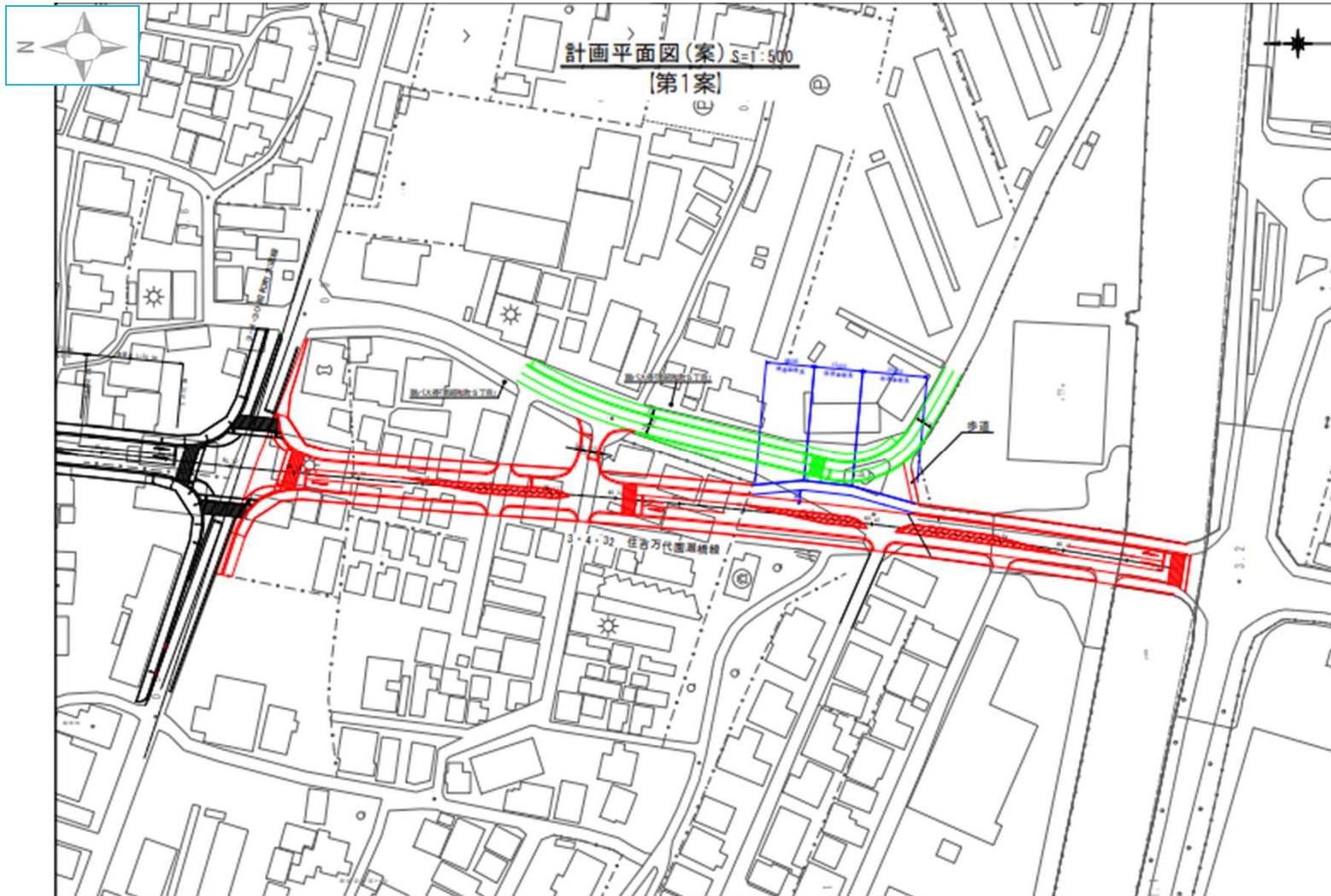
市内の道路整備の状況について

住吉万代園瀬橋線における県及び市の事業区間



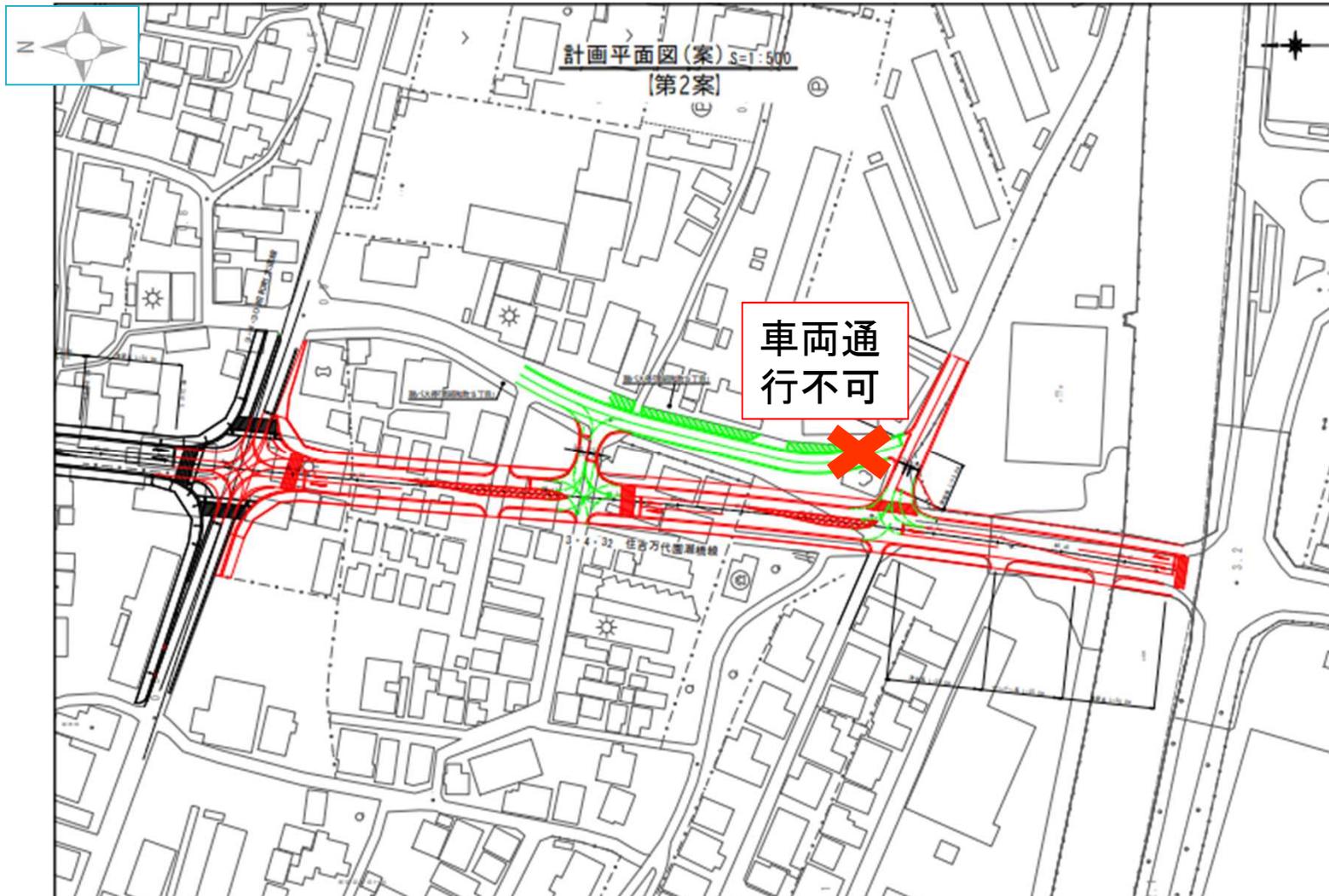
事業計画について

住吉万代園瀬橋線（南昭和第二工区） 計画平面図（案）〔第1案〕



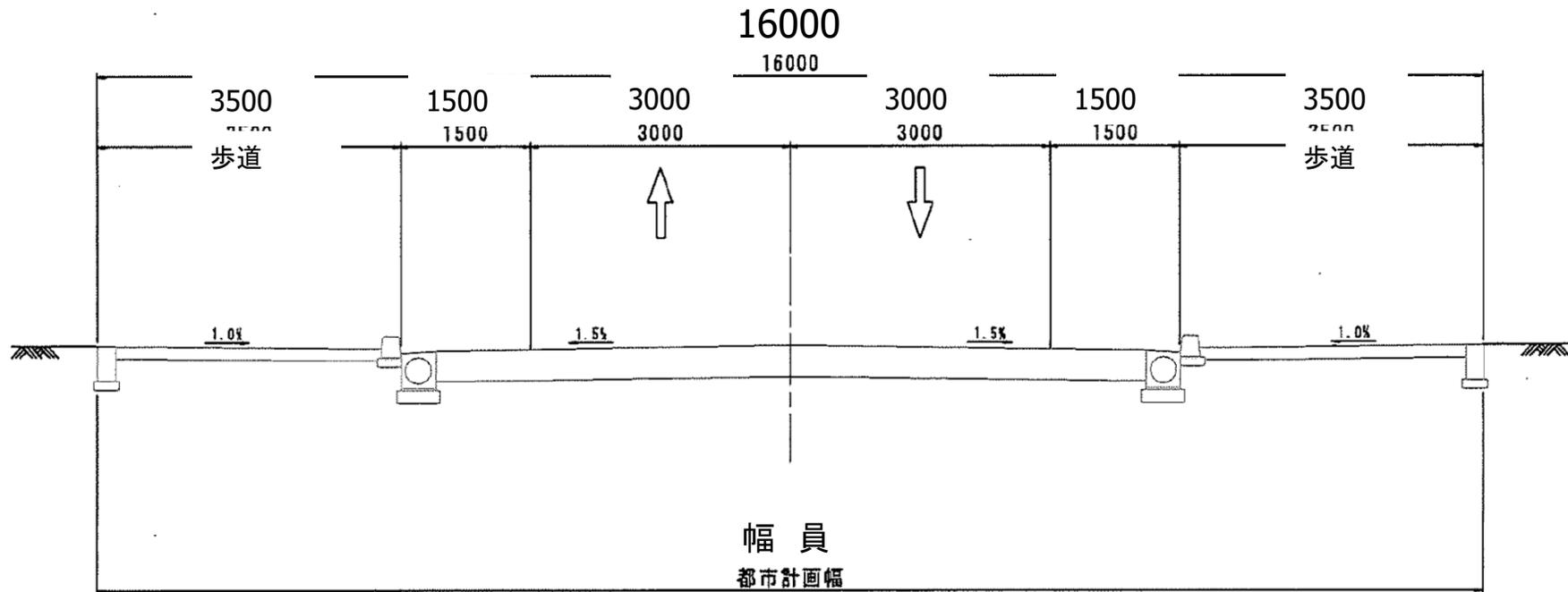
事業計画について

住吉万代園瀬橋線（南昭和第二工区） 計画平面図（案）〔第2案〕



事業計画について

住吉万代園瀬橋線（南昭和第二工区） 計画断面図





事業の進め方について

事業の進め方について

説明会

令和6年5月

事業地内の土地所有者・関係人及び隣接者の方を対象に事業の内容について、説明を行います。



測量調査

令和6年6月～

測量等を行い、道路設計を行います。



境界立会

令和6年9月～

事業地内の土地境界について、土地所有者及び隣接者の方に、境界立会をお願いして、確認を得たうえで用地測量を行います。



事業の進め方について

幅杭設置

道路設計が完了すると、道路幅を明示する杭を現地に設置します。

補償説明

令和7年度～

境界立会の結果、買収面積等が確定すると、令和6年10月以降、土地及び建物等について調査を開始し、補償金額の内容を説明して契約の締結を行います。

工事施工

土地及び建物等の補償契約を締結して所有権移転が完了し、土地の引き渡し後、工事に着手します。（早ければ令和8年度から開始予定）

事業認可図書の縦覧等について

- 事業認可図書の縦覧
- 事業認可告示後の事業施行や補償等についての周知

事業認可図書の縦覧

- 都市計画法第62条第2項の規定により、徳島東部都市計画道路事業3・4・32号住吉万代園瀬橋線及び3・4・30号昭和町大道線の事業認可図書の縦覧を行っています。

縦覧図書

事業認可申請書、計画説明書、申請理由、設計の概要、工程表
収用する土地を表示する図面等

縦覧期間

令和13年3月31日まで（午前8時30分から午後5時）
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

縦覧場所

徳島市企画政策部都市計画課（徳島市役所10階）

事業認可告示後の事業施行や補償等についての周知

- 1 都市計画法の規定により、事業地内の土地建物等の有償譲渡についての制限の内容を関係権利者に周知することが必要。
- 2 都市計画法の事業認可の告示は、土地収用法の事業認定の告示とみなされ、土地収用法の規定により、
 - 土地所有者及び関係人が受けることができる補償
 - 裁決申請の請求
 - 補償金の支払請求
 - 明渡裁決の申立てこれらの事項を土地所有者及び関係人に周知することが必要。

事業認可告示後の事業施行や補償等についての周知

- 3 前出の1及び2の周知の必要性から、
- ⇒ 事業地内又はその周辺の適当な場所に、有償譲渡の制限や補償等の内容について掲示する。
 - ⇒ 大西公園東側ガードレール内に、令和6年5月27日から周知用看板を設置している。



周知用看板・写真



4 地理院地図
GSI Maps

→ 周知用看板

<https://maps.gsi.go.jp/>

事業認可告示後の事業施行や補償等についての周知

4 周知用看板の掲示文面

お知らせ

徳島東部都市計画道路事業について令和6年4月9日に事業認可の告示（徳島県告示第185号）がありましたので、次のとおり施行します。これに伴い、事業地内の土地建物等の有償譲渡について制限があります。

- 1 都市計画事業の種類及び名称
徳島東部都市計画道路事業3・4・32号住吉万代園瀬橋線
徳島東部都市計画道路事業3・4・30号昭和町大道線
- 2 施行者の名称 徳島市
- 3 事業所の所在地 徳島市幸町2丁目5番地 徳島市都市建設部道路建設課
- 4 事業地の所在 徳島市南昭和町四丁目及び五丁目の各地内
- 5 譲り渡そうとする土地建物等の予定対価の額等の提出
令和6年4月28日以降に事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとするときには、次に掲げる事項を書面で施行者に届け出なければなりません。
 - (1) 当該土地建物等
 - (2) その予定対価の額（予定対価が金銭以外のものであるときは、これを時価を基準として金銭に見積った額。）
 - (3) 譲り渡そうとする相手方の氏名及び住所
 - (4) 当該土地に所有権以外の権利があるときは、当該権利の種類及び内容並びに当該権利を有する者の氏名及び住所
 - (5) 当該土地に建築物その他の工作物があるときは、当該工作物並びに当該工作物につき所有権を有する者の氏名及び住所
- 6 売買の成立
5による届出があった後30日以内に施行者が届出をした者に対し、当該土地建物等を買取り取る旨の通知をしたときは、施行者と届出をした者との間に、予定対価の額に相当する代金で売買が成立したものとみなされます。
- 7 土地建物等の譲渡の禁止
5の届出をした者は、届出後30日以内（その期間内に施行者が当該土地建物等を買取り取る旨の通知をしたときは、その時までの期間）は、当該土地建物等を譲り渡してはなりません。
- 8 注意事項
5による届出をしないで土地建物等を有償で譲り渡した者、5の届出について虚偽の届出をした者、または、7の期間内に土地建物等を譲り渡した者は、50万円以下の過料に処せられます。

徳島市が施行している徳島東部都市計画道路事業3・4・32号住吉万代園瀬橋線及び徳島東部都市計画道路事業3・4・30号昭和町大道線については、事業認可の告示（徳島県告示第185号）をもって、土地収用法の規定による事業の認可の告示（以下「告示」という。）とみなされ、次の効果が発生していますので、お知らせします。

なお、収用する土地を表示する図面は、徳島市都市建設部道路建設課、徳島市企画政策部都市計画課をご覧ください。

- 1 事業地 徳島市南昭和町四丁目及び五丁目の各地内
- 2 土地代金等に関する補償金は、告示の時における土地価格を基準として算定します。
- 3 告示があった後、土地又はその土地にある物件に新たな権利を取得しても、既存の権利を承継した場合を除き、補償を受けることができません。
- 4 告示があった後、徳島市長の許可を得ないで、土地の形質を変更し、工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは大修繕し、又は物件を附加増置しても、これらに関する損失の補償を請求することができません。
- 5 裁判申請は徳島市が行いますが、土地所有者又は土地に関して所有権以外の権利を有する関係人（抵当権者等は除く。）は、自分の権利に係る土地について、徳島市に対し裁判申請を行うよう請求することができます。
- 6 土地所有者又は土地に関して所有権以外の権利を有する関係人（抵当権者等は除く。）は、徳島市に対して、土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する補償金の支払いを請求することができますが、この請求は、裁判申請がされていないときは、裁判申請の請求と合わせて行わなければなりません。
- 7 早期に移転を希望されるなど、徳島市長が裁判申請をした後であれば、土地所有者又は関係人から、直接、徳島県収用委員会に対して明渡裁判の申立てをすることができます。
- 8 補償に関する詳しい資料については、徳島市都市建設部道路建設課で配布していますのでお問い合わせください。
- 9 その他、不明な点については、土地収用法を参照するか、徳島市都市建設部道路建設課へお問い合わせください。

徳島市 都市建設部 道路建設課
電話 用地担当：088-621-5331
工事担当：088-621-5333

事業認可告示後の事業施行や補償等についての周知

5 周知用看板の掲示文の項目

お知らせ

(左側)

- 1～4の項目
都市計画法による公告の内容を掲示
- 5～8の項目
事業地内の土地建物等の有償譲渡の制限の内容及び
注意事項
を掲示

(右側)

- 1～7の項目
土地収用法の規定による事業認定の告示とみなされることにより、事業地内において発生する効果等を掲示
 - ・事業地
 - ・土地等に対する補償金の額
 - ・関係人についての制限
 - ・損失補償の制限
 - ・裁決申請の請求
 - ・補償金の支払請求
 - ・明渡裁決の申立て

最後に・・・

本事業を進めるにあたりまして、
皆様のご理解とご協力をお願いします。